

審議案件 「茨木ショッピングタウン(イオン新茨木店)」について

資料①

整理番号		19-変-01		届出条項		法第6条第2項(変更)					
大規模小売店舗の名称	茨木ショッピングタウン(イオン新茨木店)					設置者	住所	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 ほか			
							氏名又は名称	イオンリテール株式会社 ほか			
所在地	茨木市中津町825番地 他						代表者名	代表取締役 井出武美 ほか			
用途地域	近隣商業地域					店舗面積の合計	前	12,000	m ²		
届出年月日	令和元年7月24日						後		m ²		
公告年月日	令和元年8月2日					施設の運営に関する事項	開店・閉店時刻	①	前	7:00 ~ 23:00	
新設年月日									後	~	
変更年月日	令和2年3月25日							②	前	~	
									後	~	
小売業者	イオンリテール株式会社 株式会社未来屋書店 ほか							③	前	~	
									後	~	
施設の配置に関する事項	駐車場	収容台数	前	521 台			駐車場の出入口	数	前	9 箇所	
			後	392 台					後	4 箇所	
	位置変更							位置変更			
	駐輪場	収容台数	前	1,750 台		荷さばき時間帯	①	前	6:00 ~ 21:00		
			後	台				後	~		
	位置変更						②	前	~		
		後	m ²		後			~			
	荷さばき施設	面積	前	279.0 m ²							
			後	m ²							
位置変更											
	廃棄物保管施設	容量	前	134.00 m ³							
後			m ³								
位置変更											
住民等への説明会開催年月日		令和元年9月6日(金)						出席者	11 名		

意見の概要	住民等	<ul style="list-style-type: none"> 第三駐車場と西駐車場が廃止になることにより、屋上駐車場がこれまで以上に満車になることが増えることが想定され、道路渋滞が発生することを懸念する。 平田方面から来た車が屋上駐車場に停めるためには右折する必要があるが、右折レーンがないため、屋上駐車場待ちが発生していると右折待ちで渋滞になってしまう。(今は西駐車場があるので、次の信号で曲がる代替手段がある。) 第一駐車場入口の看板に屋上駐車場の状態を表示し、第一駐車場に誘導する等の渋滞対策が必要である。 第三駐車場と西駐車場を廃止した後の用途は、待機児童が多いエリアなので、こども園等の子育て施設を検討してほしい。 		提出件数	1 件
		年月日			
茨木市の意見(案)	意見	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による茨木市の意見はなし。			
	附帯事項	なし			